

7th sense

セブンセンス

セブンセンスグループ

セブンセンス税理士法人
セブンセンス社会保険労務士法人
セブンセンス行政書士法人
セブンセンス株式会社
株式会社アイクス
株式会社東京ビジネスセンター
セブンセンスマーケティング株式会社
セブンセンスR&D株式会社
株式会社セブンセンスファーム
セブンセンスFAIR株式会社
seventh sense GEPAS株式会社
7TH SENSE GROUP SINGAPORE PTE. LTD.
<https://www.seventh-sense.co.jp/>



hmr
seventh sense

INDEX

セブンセンスグループ	P. 2
ちょっとITタイム	P. 4
新「東京上野オフィス」のご紹介	P. 5
納税の時間がない時に便利?? 多様化する税金の納付方法	P. 6
改正育児・介護休業法 事業主の義務	P. 8
住宅取得等資金に係る贈与税 特例の改正	P. 9
健康経営プロジェクトより	P. 10
若者円卓会議 NEWS	P. 11





会計事務所業界をリードする、
それが、セブンセンスグループ。

セブンセンスグループは、
時代の変化に合わせて変化し続け、挑戦し続ける。
そしてこれからも、常に「お客様のために」を考え
お客様とともに成長し続けていきます。

Sense of Humor

企業理念

チャレンジング × チェンジング ≡ セブンセンス

Vision

お客様とともにグローバル・エコノミーを創出する

Mission

お客様から最高に信頼
される相談相手となる

社員とその家族の
well-beingを実現する

Value

圧倒的な
プロ意識を
持つ

ハーフ
革命に
挑戦する

自己限定
を
しない

社会正義
に
貢献する

セブンセンスグループが基本理念に据える「Sense of Humor」
人には五つの感覚があり、第六感があり、そしてセブンセンスグループは七つ目の感覚として「ユーモア」を大事にしています。
日々、少しのユーモアをプラスする。たったそれだけのことで、プライベートも仕事も充実し、会社や社員の人生がより豊かで輝いたものになっていきます。そして、これによって新しい目線と自由な発想も生まれていきます。
これこそが、お客様と社員と企業に関わる全ての人々と、幸せな毎日を過ごすために大事だと考える、セブンセンスグループの「ユーモア」なのです。

国内有数の総合型会計事務所。



海外拠点 シンガポールオフィス

会計・税務	<p>会計・税務顧問業務をはじめとして、会社設立・資金調達などの創業支援、税務申告業務、国税庁OB税理士による税務調査対応など、多様なお客様へ会計・税務サービスを提供しています。</p>	<p>税務相談・申告 税務調査対応 会社設立・創業支援 会計コンサルティング 相続税対策・申告</p>
人事・労務	<p>給与計算や社会保険、労働保険の事務手続きなどの実務から、労働基準法その他法令に準拠した就業規則、賃金制度の作成、各種助成金の相談・手続き等。お客様のニーズに合わせ、細やかにサポートします。</p>	<p>人事労務 労働保険、社会保険 各種助成金に関する相談、 手続代行 給与計算代行</p>
経営コンサルティング	<p>50年以上の歴史と有資格者や各種専門家とのネットワークを生かしたコンサルティング。特に医療業種への相談実績は長く、多くの病院等を支援してきました。自社開発の業務管理ツールの提供も強みの一つです。</p>	<p>コンサルティング</p>
事業承継・M&A・相続	<p>後継者不足に悩む中小企業の事業承継やM&A支援を行います。また個人のお客様に向け、老後の悩みに寄り添う相続支援にもノウハウの蓄積があり、多くのお客様から信頼をいただいています。</p>	<p>事業承継 M&A 相続</p>
IT/DX支援	<p>業界に先駆けたIT導入による知見を基に、IT/DX化への各種コンサルティングも行っています。グループ内の「中小企業DX推進研究会」では日々、知見の充実と普及に携わっています。</p>	<p>IT/DX支援 BPO支援</p>



※各拠点により対応が異なる場合がございます。



山口 高志

やまぐち たかし

中小企業
DX
推進
研究会
会長

■ITを使って仕事を
便利に楽しく出来る
よう、毎日情報収集
中です！



■ Windows10のサポート終了は 2025年10月14日です

2024年もあっという間に1年が過ぎ、ついに2025年です。2025年の10月14日に待ち受けている期日が、Windows10 Home/Pro (22H2) のサポート終了です。先のことと思われるかもしれませんがWindows10を使用中の方は、今のうちから対策を考えておきましょう。

・ Windowsのサポートとは？

そもそもWindowsのサポートはどんなことをマイクロソフトが対応してくれるのかといいますと、不具合があったときに問い合わせで回答を得ることができる「テクニカルサポート」と、「更新プログラム」と呼ばれるセキュリティ対策や機能の修正プログラムの配布などがあります。

・ サポートが無くなるとどうなるの？

サポートが終了しても、Windows10が使えなくなってしまうことはありません。今まで通りインターネットに接続したり、各種アプリを利用することは可能です。ただし、更新プログラムの提供が行われないことで、新しい脅威へのセキュリティ対策が、Windowsの機能としては提供されないこととなります。



■ Windows11へ移行すべきか、有料サポートを受けるか

Windows10のサポート終了までに私たちができる対応には、大きく3つの方法があります。

1. 既存のPCをWindows11へアップグレードする

Windows Updateの画面で、Windows11へアップグレードすることができるボタンが表示されている場合は、無償でWindows11へのアップグレードが可能です。今使用しているアプリがWindows11で問題なく動くことが確認できていれば、早めにアップグレードを行っておきましょう。

ただし、Windows11では、TPMと呼ばれるセキュリティ対策のチップが搭載されているPCが必要となります。2019年頃以降のPCでは標準で搭載されていますが、古いPCには搭載されておらず、Windows11へアップグレードできない場合があります。その場合は、次の2、3いずれかの対応となります。

2. 新しいPCを購入する

一番確実な対応は、最初からWindows11が搭載されている新しいPCを購入することです。ただ既存の環境からアプリケーションやデータを移す作業には時間がかかることもありますので、古いPCと新しいPCを並行して動かせるようにして、データの移行漏れがないように時間をかけて作業を行うことをおすすめします。

3. Windows10の延長サポートを有償で購入する

どうしても今のPCでWindows10を使い続ける必要がある場合は、マイクロソフトが用意する「拡張セキュリティ更新プログラム (ESU)」を有償で購入すればセキュリティ対策を延長することができます。現時点でマイクロソフトから発表されている情報では、個人向けのセキュリティ延長プログラムは年間30ドルで提供される予定のようです。

上記のように、Windows10をご使用の方には、サポート終了日に向けていくつかの対応方法が用意されています。ただ、OSのサポートが終了になると、使用しているアプリケーションの動作保証もなくなっていくことが多いかと思えます。セキュリティ対策のためにも、使用するアプリケーションの動作保証のためにも、新しいOSへの移行を早めに行うことをおすすめいたします。

NEW!!

東京上野オフィスのご紹介



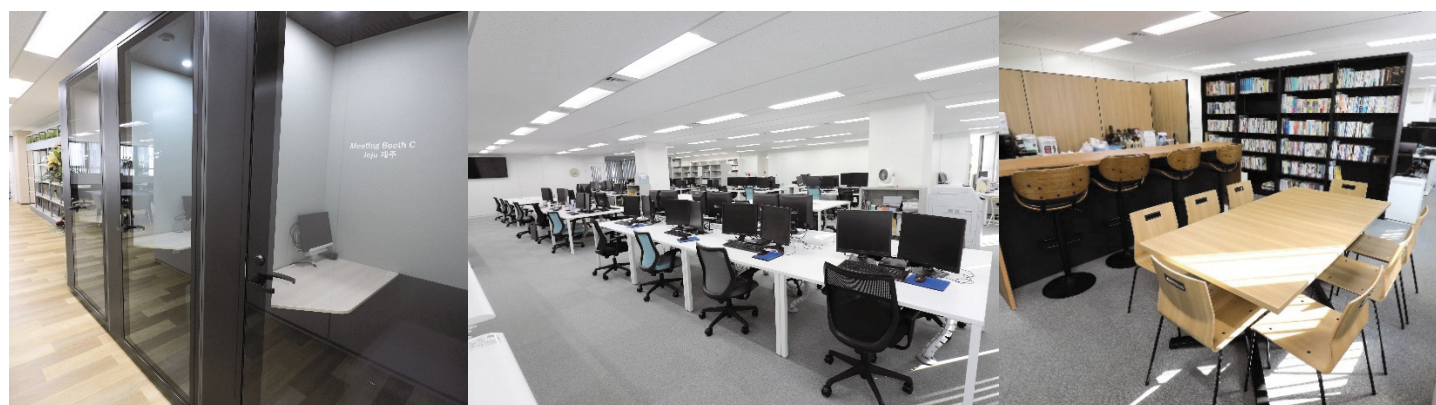
東京上野オフィスは 新たな環境で さらなる飛躍を目指します

2024年10月、業務拡張の一環として東京上野オフィスは移転をいたしました。

新オフィスでは、大人数のセミナー等を気軽に開催できるステップベンチ、オンラインミーティングに最適な個別ブースなど、新しい設備を導入し、作業の効率化だけでなく、お客様や関係者の皆様により柔軟に寄り添える体制を整えております。

さらに、オフィスの一部エリアは今後、韓国優良企業の日本進出を支援しているKOTRA東京IT支援センター（大韓貿易投資振興公社）のサテライト機能を担い、日本と韓国のビジネスの懸け橋としてイノベーションを生み出しております。

これを機にスタッフ一同、気持ちを新たに、より一層サービスの向上に専心する所存でございますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願いいたします。



〒110-0005
東京都台東区上野1-19-10
上野広小路会館 7階



上野広小路駅・上野御徒町駅から徒歩 1分
御徒町駅から徒歩 2分
湯島駅から徒歩 4分
仲御徒町駅から徒歩 5分

旧上野オフィス5階は「東京御徒町オフィス」に名称を変更し、
社会保険労務士業務を取扱う拠点となりました。



納税の時間がない時に便利?? 多様化する税金の納付方法

粕谷 智子

かすや ともこ

東京赤坂
オフィス
税理士

■ 遺跡、廃墟好き。
アンティーク着物に
沼っています。



納税はすべての納税者に課せられた義務であり、社会の維持に欠かせない重要な役割を果たしています。従来は窓口での納付が一般的でしたが、近年、デジタル技術の進展や多様化するライフスタイルに合わせて、様々な納付方法が登場しています。選択肢の多様化により、納税者は自分に最適な方法を選べるようになってきました。

キャッシュレス納付の促進

キャッシュレス決済が普及している昨今、国税についてもキャッシュレス納付の利用拡大を目標にかかげ、一定のものについては納付書の送付を取りやめています。

選べる納税手段

それでは、納付書に変わる納税方法には、一体どんなものがあるのでしょうか。現在利用できる納付方法について、下の表にまとめました。

納付方法	内容
(1) 振替納税 (所得税・個人事業者の消費税)	納税者名義の預金口座から、国税庁が定める振替日に口座引落しを行い納付する方法です。 ※申告期限までに依頼書の提出が必要です。
(2) ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	ダイレクト納付の申し込みを行うことで、e-Taxから簡単な方法で口座引落により納付する方法です。 ※口座登録に1週間～1か月ほど時間がかかります。
(3) インターネットバンキング	インターネットバンキングやATMから納付する方法。事前にe-Taxで納付情報等を登録する必要があります。
(4) クレジットカード納付	インターネットの「国税クレジットカードお支払いサイト」から納付する方法です。外部サイトを利用するため、納付税額に応じた決済手数料がかかります。
(5) スマホアプリ納付	インターネットを利用して「国税スマートフォン決済専用サイト」にアクセスし、スマホアプリ決済を選択して、利用可能なPay払いを行う方法です。納付できる金額は30万円以下となり、ペイペイやd払いなど7つのPay払いから選択が可能です。
(6) コンビニ納付 (QRコード)	国税庁ホームページで提供する作成システムから、納付に必要な情報をQRコード化（印刷）し、コンビニエンスストアで納付する方法です。全ての税目に対応していますが、所得税徴収高計算書によって源泉所得税を納付する場合は利用できません。また、納付できる金額は30万円以下となります。
(7) 現金で納付する方法	現金に納付書を添えて、納付期限までに金融機関又は所轄税務署で納付する方法です。納付書が手元がない場合は、税務署の金融機関に用意してある納付書を使用するか、税務署の窓口または郵送にて取得依頼を行う必要があります。

ニーズに合わせた納税方法

納税方法が多様化する現代では、納税者にとって「選択肢が多い」ことは大きなメリットとなります。各納税方法にはそれぞれ特有の利便性や特徴があり、ライフスタイルや個別の事情に応じた最適な選択が可能です。それでは各納税方法のメリットを見ていきましょう。

振替納税は手続きが一度完了すれば、毎年の納付が自動化され、納付期限を忘れるリスクがなくなります。忘れっぽい方には最適な方法ですね。

ダイレクト納付や**インターネットバンキング**を利用すれば、納付作業は発生するものの、銀行の窓口に出向く必要がないため、銀行の営業時間を気にせずに納付手続きが行えます。

クレジットカード納付や**スマホアプリ納付**による決済は、ポイント還元を活用したり、外出先でも簡単に納付ができるため、スマートフォンが普及した今の時代に最適な方法です。

コンビニ納付はコンビニエンスストアの営業時間内であれば利用でき、急な納付でも対応可能な利便性があります。

現金納付も依然として根強い需要があり、高齢者等インターネットに慣れていない方々にとって安心の選択肢です。



地方税は？

地方税も国税と同様に、振替納税、インターネットバンキング、スマホアプリ納付、コンビニ納付など、多様な納税方法を用意しており、納税者の利便性向上を図っています。

便利な納税方法の課題

一方で、便利な納税方法にもまだまだ課題があります。

スマホアプリ納付は外出先でも簡単に納付できる利便性がありますが、インターネット環境やスマホ操作に不慣れな方には不安が残る場合もあります。

スマホアプリ納付と**コンビニ納付**は、上限金額に制限がある点に注意が必要です。

クレジットカード納付は、ポイントが貯まるメリットがある一方で、決済手数料が発生するためコスト面での考慮が必要です。

万が一に備えて

国税庁では、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点から、令和7年度（2025年度）までに、キャッシュレス納付の割合を40%にすることを目標としています。

複数の納税方法を準備しておけば、何かトラブルがあったとしても、別の方法で納税を行うことができます。この機会にキャッシュレス納付を利用してみたいかでしょうか。個人の確定申告がある方は「振替納税」を登録しておくことで納税までの期限が少し延びるため、資金管理にも便利でおすすめです。



2025年4月施行 改正育児・介護休業法 事業主の義務

社労士 那須 依子

なす よりこ

御徒町
オフィス
リーダー

社会保険
労務士

■趣味はライブに行くこと。ヘッドネーションのため、髪を伸ばしています。



2024年5月に育児・介護休業法が改正され、2025年4月から施行されます。これまでの取り組みをさらに推し進め、働く人々が仕事と育児や介護を両立しやすい社会の実現を目的としています。

この改正は全ての会社が対象となり、新たな義務が発生するため、対応のポイントを押さえる必要があります。今回は義務となるものをまとめました。

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充

子の看護休暇の見直し

就業規則等
見直し

- ① 対象となる子の範囲拡大
小学校3年生修了まで拡大。
- ② 取得事由の拡大
学級閉鎖等や入学式での取得が可能に。
- ③ 継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止

所定外労働の制限の対象拡大

就業規則等
見直し

- 請求可能となる労働者の範囲の変更
- 3歳未満の子を養育するものから小学校就学前の子を養育するものに変更。

育児休業の取得状況の公表義務の拡大等

公表義務の対象が、従業員数1,000人超から**300人超の企業へと拡大**。年1回「男性の育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」を、インターネットなどで公表する必要があります。

介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

雇用環境整備 ※いずれかの措置を講ずる

- ① 介護休業等に関する**研修の実施**
- ② 相談体制の整備（**相談窓口設置**）
- ③ 自社の労働者の事例の**収集・提供**
- ④ 自社の労働者への**利用促進に関する方針の周知**

介護離職防止のための個別周知・意向確認

- ① 介護に直面した旨を申し出た労働者に対する個別の周知・意向確認
- ② 介護に直面する前の段階（40歳等）での情報提供

その他の努力義務と10月以降の改正

努力義務



育児のためのテレワーク導入



介護のためのテレワーク導入

上記のほか、育児、介護ともにテレワークの導入が努力義務として課されます。

また、10月以降には、より具体的な実践措置を企業に求める改正がございますので、早めの対策をおすすめいたします。

■ 就業規則の改定はお早めに

今回の改定は就業規則の改定が義務になるものが多くあります。セブンセンスグループまで是非ご相談ください。

住宅取得等資金に係る贈与税 特例の改正

岡田 直紀

おかだ なおき

山陰
オフィス

資産税
部

部長

■趣味はドライブと映画鑑賞。最近、運動不足を感じ、ウォーキングを始めました。



■ 住宅取得等資金の贈与税の特例とは

父母や祖父母など直系尊属からの贈与を資金に、自分が住むための家屋の新築、取得又は増改築等をした場合、一定の要件を満たせば贈与税が非課税となる制度です。特例の適用を受けるには、必ず期限までに贈与税の申告をしなければいけません。

■ 非課税措置は2026年12月31日まで

【非課税限度額】

贈与の時期	住宅用の家屋の種類	
	省エネ等住宅	左記以外の住宅
2024年1月1日から 2026年12月31日まで	1,000万円	500万円

住宅取得等資金の贈与税の特例における非課税の限度額は、上の表のとおりです。

非課税限度額の上乗せ措置の適用対象となる「省エネ等住宅」とは、次の①から③の省エネ等基準のいずれかに適合する住宅用の家屋であることにつき、住宅性能証明書など一定の書類を贈与税の申告書に添付することにより証明されたものをいいます。

- ①断熱等性能等級5以上かつ 一次エネルギー消費量等級6以上であること
- ②耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上または免震建築物であること
- ③高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上であること

2024年度の税制改正で、省エネ等住宅の基準が引き上げられました。2024年1月1日以後に適用される贈与より、「省エネ等住宅」に区分される家屋の要件のうち、省エネ性能の基準が下記のように改正され、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、通称ゼッチ）レベルの性能が求められます。

【「省エネ等住宅」の省エネ性能についての要件変更】

改正前	断熱等性能等級 4 以上	または	一次エネルギー消費量等級 4 以上
改正後	断熱等性能等級 5 以上	かつ	一次エネルギー消費量等級 6 以上

■ 特例の適用対象となるか事前に確認を

今回の非課税制度は、適用について留意点が多々あります。特に贈与税については、特例の適用を受けられるかなどを事前にしっかりと確認しておかないと、思わぬ高額な税金を負担しなければならなくなります。

セブンセンスグループでは、生前贈与などの相続対策を検討されているかたのご意向、財産状況、家族構成等をおうかがいし、お客様にとって有効な対策をご提案させていただきます。ご相談は無料ですのでお気軽にお問い合わせください。



■今年度の健康診断はもう受けましたか？

リモートワーク等の生活様式の変化による運動不足や睡眠不足・ストレスなどから、肥満や高血圧・糖尿病などの生活習慣病のリスクが高まっています。

大切な健康診断です。放置せず年に1回は受けましょう。

がんやその他の病気を早期発見するため、当てはまるものがある方は該当のオプション検査をおすすめします。

肺 の検査

胸部CT検査、喀痰検査、腫瘍マーカー

- 現在タバコを吸っている
- 過去にタバコを吸っていた
- 親族に肺がんを患った人がいる

乳房 の検査（女性対象）

マンモグラフィ、乳腺エコー、腫瘍マーカー

- 20歳以上の女性
- 親族に乳がんを患った人がいる

消化器系 の検査

腫瘍マーカー

- 消化器系のがんが気になる

腫瘍マーカー	調べる部位
CEA	大腸・胃
P53抗体	大腸・食道・乳房
AFP・PIVKA2	肝臓
CA19-9	膵臓・大腸・胆のう・胆管・卵巣
エラスターゼ1	膵臓
DUPAN-2	膵臓・肝細胞・胆道・胃

脳 の検査 頭部MRI検査

- 現在タバコを吸っている
- 過去にタバコを吸っていた
- 高血圧・脂質代謝異常・糖代謝異常など生活習慣病を指摘されている
- 親族に脳血管疾患を患った人がいる
- 40歳以上で脳ドックを受けたことがない

動脈硬化 の検査

血圧脈波、頸動脈エコー

- 現在タバコを吸っている
- 過去にタバコを吸っていた
- 高血圧・脂質代謝異常・糖代謝異常など生活習慣病を指摘されている

心臓 の検査

NT-ProBNP検査

- 親族に心疾患を患った人がいる
- 高血圧・脂質代謝異常・糖代謝異常など生活習慣病を指摘されている

胃 の検査

胃内視鏡検査
ピロリ菌抗体検査

- 過去にバリウム検査で所見が見つかったことがある
- 今まで一度もピロリ菌感染検査をしたことがない

前立腺 の検査（男性対象）

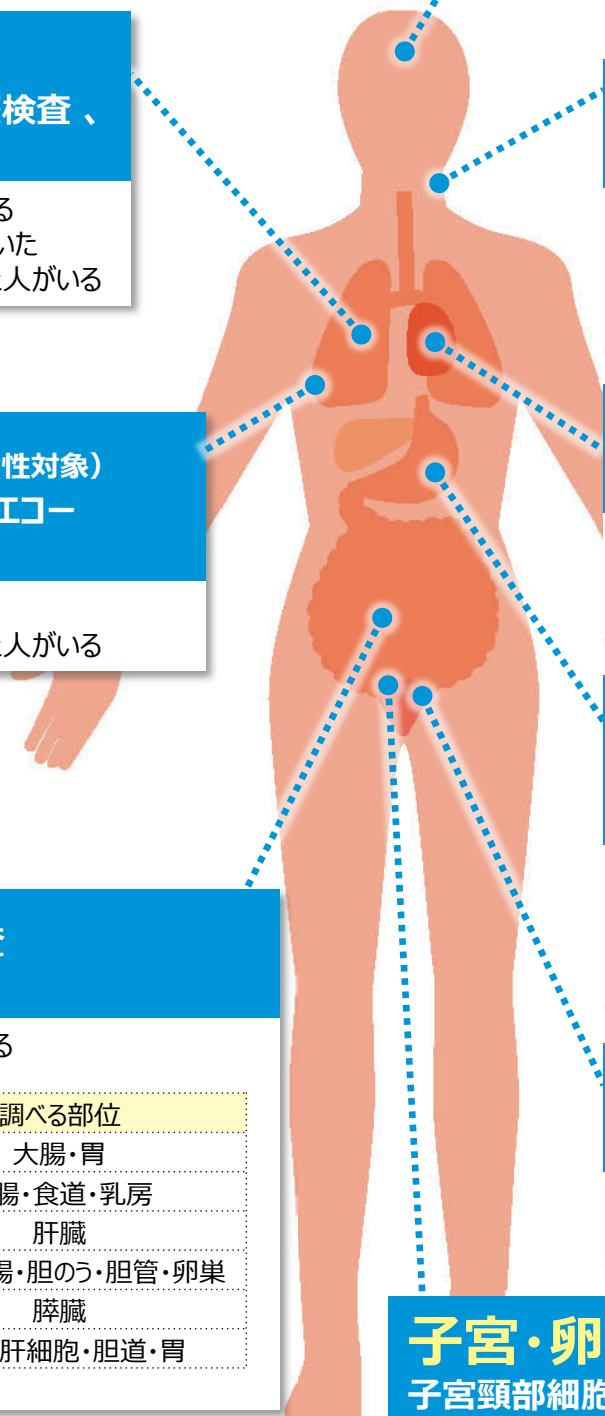
腫瘍マーカー

- 50歳以上の男性
- 頻尿・残尿感が気になる

子宮・卵巣 の検査（女性対象）

子宮頸部細胞診、経膈エコー、腫瘍マーカー

- 20歳以上の女性
- 親族に子宮がん・卵巣がんを患った人がいる



若者円卓会議とは



若者円卓会議
wakamono entaku

■概要

若者円卓会議は、セブンセンスグループの10年後を創るをテーマにし、若手メンバーを中心に、「やりたい！ やってみたい！」というチャレンジ精神を一つずつ形にするプロジェクトチームです。

活動の基本方針を【夢・若さ・ユーモア】として、社内交流イベントや業務改善コンテストの企画運営、SNS発信など多岐にわたる活動を行っています。

活動報告

セブンセンスのこと、ちょっと覗き見してみませんか？



公式noteを運営しています

若者円卓会議「TEAM SNS・広報」でセブンセンスグループ 公式noteを運営しております。グループの諸活動や社員インタビューを中心に毎月1～2本記事を公開しています。

今回のおすすめ記事はこちら！



公式noteで
たっぷりご紹介しています！

新卒2年目の私が 「事務所見学会」の運営に参加している件

noteを運営している新卒2年目の若手社員が、弊グループで開催中の「事務所見学会」に運営として参加した模様をご紹介します。参加を通して、あらためて自社の特徴を理解し、「DX会計事務所」の一員であることを実感するストーリーが記されています。

また、2024年7月の見学会では、まさかの初登壇！準備から当日の緊張の様子まで、ご覧いただける内容になっています。ぜひご覧ください。

セブンセンス note



各種SNS 運営中

ぜひフォローをお願いいたします！



Facebook

グループのお知らせを幅広く発信しています。



X (Twitter)

各拠点の担当者が、日々の様子を、発信しています。



Instagram

広報記事の更新情報をチェックいただけます！



LINE

アニメーション動画で専門情報がチェックできます！



note

特集記事を定期的に掲載しております。

■ 東京赤坂オフィス

〒107-0052
東京都港区赤坂2-12-10
HF溜池ビルディング 7階
Tel : 03-6426-5542

■ 東京御徒町オフィス

〒110-0005
東京都台東区上野3-14-1
UENO CUBE EXECUTIVE 5階
Tel : 050-5785-9180

■ 東京銀座オフィス

〒104-0061
東京都中央区銀座8-18-3
銀座加藤ビル 2階

■ 北海道釧路オフィス

〒085-0814
北海道釧路市緑ヶ岡6-14-15

■ 東京上野オフィス

〒110-0005
東京都台東区上野1-19-10
上野広小路会館 7階
Tel : 03-6803-2905

■ 東京丸の内オフィス

〒100-6213
東京都千代田区丸の内1-11-1
パシフィックセンチュリープレイス 13階

■ 千葉オフィス

〒264-0029
千葉県千葉市若葉区桜木北2-23-22
深谷ビル 2階
Tel : 043-234-9132

■ シンガポールオフィス

10 JALAN BESAR,
13-04, SIM LIM TOWER,
SINGAPORE (208787)

■ 静岡オフィス

〒422-8005
静岡県静岡市駿河区池田3875-92
Tel : 054-264-3171

■ 静岡オフィス 別館

静岡県静岡市駿河区池田3875-82

■ 静岡オフィス 3号館

静岡県静岡市駿河区池田3875-79

■ 静岡沼津オフィス

〒410-0056
静岡県沼津市高島町15-5
ぬましんCOMPASS 2階

■ 山陰オフィス

〒683-0801
鳥取県米子市新開6-3-15
Tel : 0859-21-1171

■ 石垣島オフィス

〒907-0012
沖縄県石垣市美崎町1-5
名嘉商会ビル 2階



季刊誌『セブンセンス』は2025年7月号（No.23）をもちまして発行終了いたします

本誌は、SDGsの観点から環境保全を目的としたペーパーレス化の一環として、2025年7月号（No.23）をもちまして、発行を終了させていただくこととしましたのでお知らせいたします。お楽しみいただいていた皆さまにおかれましては、何卒ご理解いただけますと幸いです。最終号まで引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

セブンセンスには、お客様の抱えるどのような課題にもお応えできるよう、税理士・社会保険労務士だけでなく、中小企業診断士やファイナンシャルプランナーなど、各部門の専門家が多数在籍しています。

会社の事から人生に関わるプラン作りのことまで、
全てを信頼して任せてもらえる「ベストパートナーシップ」を目指しています。

税務・会計支援



税務会計にお悩みの方

起業・開業支援



会社設立・医院開業をお考えの方

相続・資産対策



資産形成にお悩みの方

人事・労務



人事・労務に関する手続き
人の問題でお悩みの方

コンサルティング



会社経営に関してお悩みの方

会計事務所向け



アウトソーシングをお考えの方